

別紙3

自社処分等についての課税免除等の有無

(平成 16 年 7 月 1 日現在)

	自社処分等についての課税免除等の有無	制度導入の考え方
①三重県	有(再生施設への搬入)	中間処理施設への搬入であっても高率でリサイクルが行われている施設への搬入は産業廃棄物の再生利用を促進し循環型社会の構築に資するため
②鳥取県	有(自社処分、下水道汚泥)	(自社処分)排出事業者が、排出事業者責任を自分の経費と責任で全うしており、そういったケースにおいてまで課税対象とするのは適当ではないため (下水道汚泥)事業活動に伴って生じる廃棄物とは性格が異なるため
③岡山県	無	県土に負荷を与える行為には変わりはないため
④広島県	有(自社処分)	多額の施設整備費を負担して自己責任において処分しているため
⑤北九州市	無	税の基本原則である税負担の公平性や税の簡素化の阻害要因になることや産業廃棄物の減量化・リサイクル化の促進に反するため
⑥青森県	有(工業用水汚泥)	県公営企業局から取水している工業用水には、公営企業局で除去しきれない泥が発生しており、量が多くすべてを有効活用することは困難であるため

⑦岩手県	無	自己の最終処分場への搬入と委託による最終処分場への搬入は、いずれの場合も環境負荷は同じであるため
⑧秋田県	有(軽減税率)	①能代火力発電所から排出される石炭灰は、旧通産省から指定副産物の指定を受けており、公有水面の埋立に有効活用されている。 ②石炭灰を利用して埋め立てたあとの土地は県有地になるという取り決めがあり、公益性が認められる。 を考慮したため
⑨滋賀県	有(再生施設への搬入)	資源化を促進するため
⑩奈良県	無	産業廃棄物の排出抑制、減量等を推進し、循環型社会の形成を目指すという本税の目的、並びに排出者責任の観点から、自社処分の場合等において課税免除の取扱いは適当でないため
⑪山口県	有(自社処分)	自社処分は、自らの責任と負担により最終処分場を設置して処分するもので、排出者責任の点で望ましい処理形態であり、また、残余容量が逼迫している最終処分場への影響を軽減しているため
⑫新潟県	無	自社処分でも委託処分でも、埋立処分が環境に与える負荷という面では同じであり、どちらも、法規制を遵守して適正処理を行う必要がある。委託処分の場合でも処分業者に対して適正な処理料金を支払って適正な処理を委託する限り、(自己の経費負担で処理施設を設けて処理している)自社処分と区別する必要はないため
⑬宮城県	無	排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する自社処分及び下水道汚泥、上水汚泥等の公共関係の最終処分の場合についても、税の公平性の観点や発生抑制・リサイクルの促進を図るため
⑭京都府	無	産業廃棄物の排出抑制等を目的とし、府内の産業廃棄物最終処分場に搬入されるすべての産業廃棄物に対し公平に税の負担を行ってもらうため

⑮ 島根県	無	自社処分される産業廃棄物の量は、全体量の6割に達しており、これを除外しては十分な環境対策を行うことができないことや、税金を使って行うリサイクル技術開発等の恩恵は自社処分を行う事業者へも及ぶため
⑯ 福岡県	有(再生利用・熱回収が行われている焼却施設への搬入等を想定)	循環型社会の推進に資するため
⑰ 佐賀県	有(再生利用・熱回収が行われている焼却施設への搬入等を想定)	循環型社会の推進に資するため
⑱ 長崎県	有(再生利用・熱回収が行われている焼却施設への搬入等を想定)	循環型社会の推進に資するため
⑲ 大分県	有(再生利用・熱回収が行われている焼却施設への搬入、年間搬入量1万トン超に対する軽減措置)	(再生利用・熱回収)循環型社会の推進に資するため (1万トン超)1事業者の高額な負担を避けるため
⑳ 鹿児島県	有(再生利用・熱回収が行われている焼却施設への搬入等を想定)	循環型社会の推進に資するため
21 熊本県	無	委託処理する場合も、処理量として自ら費用を捻出している点では何ら違いはなく、この税が、産業廃棄物の排出抑制、再利用・再生利用等を誘導する経済的手法として導入するものである以上、自己最終処分への課税は必要
22 宮崎県	有(熱回収が行われる焼却施設への搬入)	循環型社会の推進に資するため